

用ひるならば極々軽い罰で利目のある様にした方がよいと思ひます。体罰について記して見たいこともございしますがあまり長くなりませんから、やめます。

(ついで)

親馬鹿 (ついで)

ヒッポボタモス、アイランド

● かれは滿二年半頃の時に、ねばあさんがその泣くのすかす方便として、「坊よ、泣くとね、鬼がくるよ、青鬼はウングワ―(奇聲)となくし、赤鬼はゴロゴロゴロゴロ(奇聲)と泣いて来るよ」
と出たら目を申しましたところ、かれは心機を一つし果して泣くのをやめ「それちや紫のは」といひて之でまたかばあさんを苦しめました。
かれが滿三年の頃、となりへ遊びにいつて、床に

かゝつてあつた不動の掛軸を物珍らしげにながめてゐました。家の主人がからかひ半分に「どうです坊ちやんおもしろいものでせう、坊ちやんの内にもありますか」と申しましたは「ア、内のはすわつてら―」といひました。内にはあやにく不動の掛軸を持たないのでありますが、何をどりちがへたものかしれません。之は後に隣家の主人が来て「坊ちやんにはえてしてやりこめらるゝ」どの笑話でしたのであります。

かれは滿四年たらずの頃、回向院の相撲を見に行きました。最初の中は力士をこはがつて見向きませなんだ。そのうちに一寸くどぬすみ見して居ましたが「あれは人でございさるのだからこはくないチーおどつさん」。之はかれが仁王べんずりの類をこはがる故に「あれは木でこしらへてある

のでこはくも何ともない云々」といひさかせた事の對句であらうと思ひます。同じときかれは「すまうどりはどこにゐるの、どこからでくくるの」としきりにそのせんざくをしてゐました。

●かれは今しきりにいろ／＼の書をかいてくれと注文します。こないだ馬の書をかいてやりましたに、「この馬のくびか弓張てゐなくていけない」といひました。瀟車の書をかいてやりましたに「けぶり出しがこんなとこ（湯釜のうしろの方）へつけておけり）にあるのはない。まへへつけてくれなさやいけない」とか「列車がつながつていない」とか「車と車との間の棒がない」とかそれは／＼厄介でなりませぬ。そんな場合に一寸いふやうにしてやる事ができればしてやりますが、烟突のつけかへなどは迷惑千万でありますから、「いやかういふ

のもあるのだ、たまへはまだしらないのだ」とごまかして切抜けますが、之もやはりいけない仕方でありませう。何とかよい工夫がありませうか御教を願ひたいものです。

●前例にも見えました通り、私共の家庭では到底鬼幽靈化物などのことばを聞かさぬやうにする事は出来ませぬ。「こどもをねどしてはならない」とつね／＼みんないひあつて居ますけれど、ひどくねどすつもりでなしに、時々その名前がとなへられます。いやたとひ家内は十分心得ましても、子供は近處隣できて來ます。こないだも次の方（女兒満二年六ヶ月）が頭へ風呂敷を引かぶつて「ねばけやればけや」と親共をねどしに出たには驚かされた。こんなことを習はすのがいやだとすれば少しも家のそとへも出させませぬし、又隣の子供の

遊びに来るのもどめねばなりません、それは手
 のない家では出来る事でもありませんし又そんな
 に内にばかり片付けておく事は體育上にも、また
 世間に對する同情上にもどうであらうかと 思ひ
 ます。さ、その場合に幼稚園があらば誠に仕合せ
 でありますが、今日のところ近所に幼稚園があり
 ませんし、(小學校を二つも三つもこえて行かねば
 幼稚園はありませぬ) ありましたところが、一寸
 てがるでありませぬ。それで私などはマアそんな
 ことばゆく／＼學校へ行くやうになつて、近所隣
 の子供等と一所になほしてもらはう外はないと思
 へて居ます。どんなものでござりませうか。
 ●私の内では子供が菓子をはしがる時いつでもや
 るといふ事はしません、起きちん、十時ちん、
 三時ちん、ねちんの四回やります。ゆく／＼學校

へゆくやうになりましたら、十時ちんは勿論、ね
 ちんねちんをもやらないつもりであります、今
 のところはかれらの既得權としてやつてあります
 ところがそのちん時に菓子がされて居ましたら、
 錢を持たせて買ひにやりますが、どうですといけな
 いでせうか。金をあつかはずと、わるくするとぬ
 すみ心が出るといひますけども私は信じません。
 扱ふが爲に盗心のでるものならば玩具などにつ
 てはなほさら出んければなりませんし、金を扱は
 すればいやしくなると申しますけれど、いやしく
 なる材料には食物や玩具の方がやはり上だらうと
 ねもひます。一體金にいやしいのはわるくありま
 せうけれど、金をいやしい物にする事はどうであ
 りませうか。私のところでは子供の所有觀念に三
 通りの別をたてさせやうと考へて居ます。第一は

我が物(専有)人の物、第二にはなかまの物(共有)第三には内のものよそ(他家)の物でありまして、
 ねちゃんや、ねわしはねび、きもの、下駄などと同じく
 専有物であつて、わがものでない物には一切手をさへて
 ならぬ事。ねもちやには兄弟なかまのものもあり、家、庭、箒、ごみため、の類はうちの
 ものにして、うちのでないものには一切さはつてはならぬ事と
 教へて居ます。そして子供同志でものを貰つたりやつたりは
 一切ならぬ事にして、よそのねおぢさんねばさんたちにもらつたものは必ず
 見せに歸る事にして居ます。私は之で子供相當の所有觀念が
 きまつて、めつたな事はあるまいと思つて居ますが、
 しかしこないだ近所の子供二人と長男どで母親の居ない留守に砂糖壺を引出し、
 なめたり、水へ入れてのんだりして、半分餘りた

べてしまいました。うこんどから内でもそんな事するのでないが、もしよそへ行つてそんなことしたら、ねどつさんがどれほどしかるか知れない」ぞと申し聞けてねきました。が、之は錢など扱はずからでありませうか。どうでせう。私などもこんな事はたび／＼したねばえがありますから「マア内ものどよそのものと區別だけたてさせてければよい」と思つてゐますがどんなものでせう。御教へ下さらばたい私のためばかりでなく、世間の親達の御参考にもならうと思ひます。あまりながくなりまして相済みません。

(終)

たのしみは堅く縁いで妻や子の

笑みを肴に一才一盃 蛙九